

福祉第429号

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

平成30年2月9日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年12月13日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事案の概要

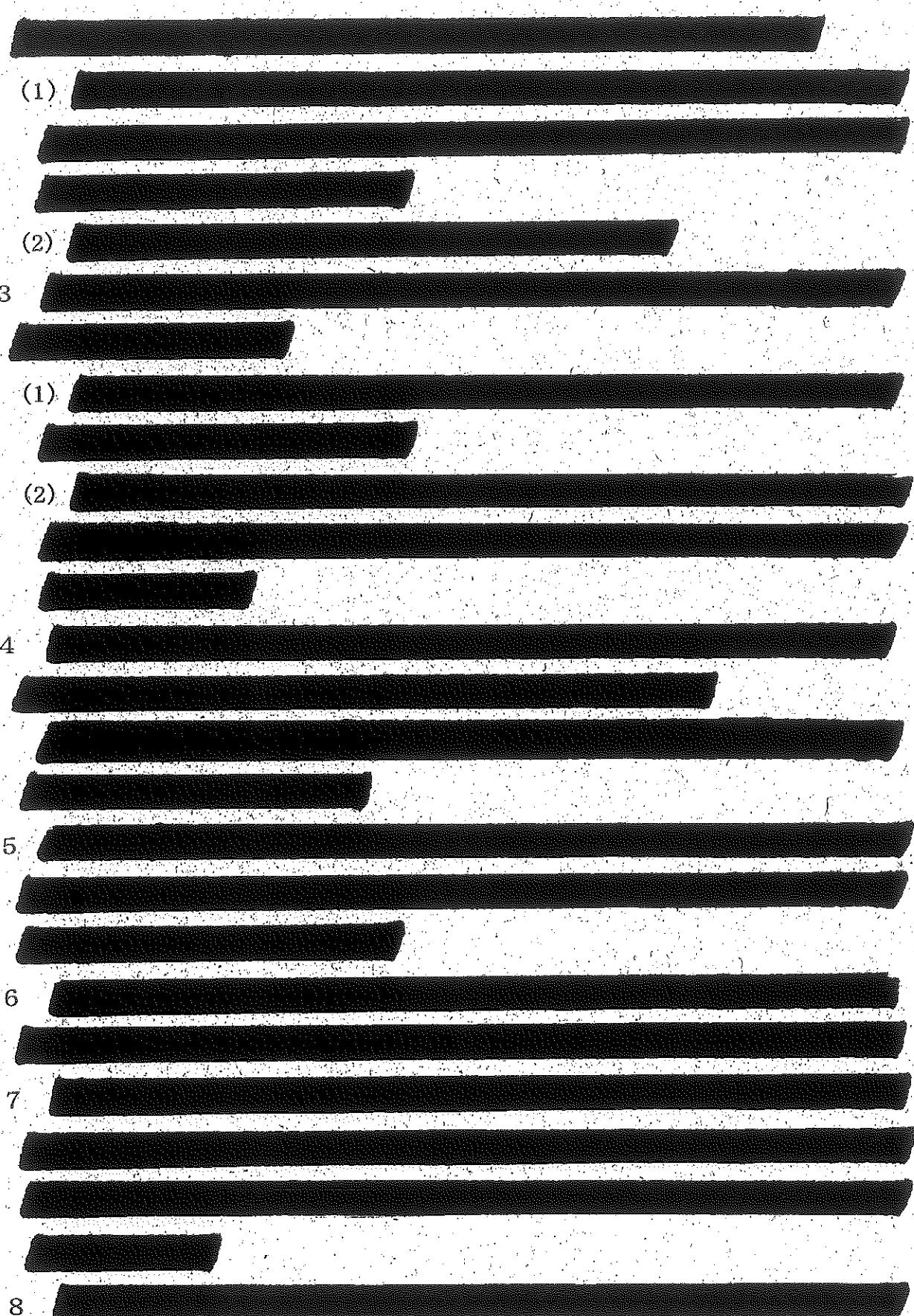
1 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]



9

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- [REDACTED]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

[REDACTED]の陳述書にもあるとおり、本件口座は税金の関係で[REDACTED]と請求人の[REDACTED]が請求人の名義で開設し、生活費等のために使用していたものであり、請求人はその存在も知らなかつたものである。本件口座の預貯金は[REDACTED]のものであるにもかかわらず、これを請求人の手持金と認定した原処分は違法又は不当なものである。

2 処分庁の主張

本件口座の通帳及び届出印等の紛失により本件口座の管理者は不明であり、本件預貯金が名義人である請求人の保有するものではないと認めるに足りる客観的な事実はないから、保護開始時、請求人が本件口座の取引が可能だったものと判断し、関係法令に従つて決定した原処分に違法又は不当な点はない。

理由

1 法令等の規定について

(1) 法等の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 費用返還義務

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

（2）処理基準について

保護費の返還に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）を定めており、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

（3）法第63条に関する処理基準について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている（問答集第13-5(1)）。

(4) 保護開始時の手持金の認定について

保護開始時に保有する手持金のうち、程度の決定に当たって収入認定額として設定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とすることとされている（課長通知第10の10-2）。

2 判断

(1) 原処分について

ア 本件において、処分庁は、法第29条の規定による資産調査により本件口座を把握し、本件口座は請求人が保有するものであり、本件口座の預貯金を請求人が利用し得る資産と判断し、原処分を行ったことが認められるので、以下、その適否を検討する。

イ 本件口座は、請求人（[REDACTED]）が11歳の時には既に開設されている。そして、本件口座の履歴によると、本件口座は専ら貸付信託に係る取引決済口座として運用されており、他の生活費等の取引は認められない。特に、請求人の成人後、請求外Cとの婚姻により道外に居住していた期間及び請求外Dと婚姻していた期間においても、本件口座を取引決済口座として元本を[REDACTED]とする新たな貸付信託が請求外A銀行の[REDACTED]において行われていることが認められる。

ウ そもそも金融機関の口座における預金については、預金者名義の口座の預金が当該預金名義者のものであることは推定されるものの、特に、家族名義で開設された口座の預金については、その実質の所有者が預金者ではないと認められるべき客観的な事情がある場合には、その実質の所有者の預金と認定されるべきものである。

この点、昭和52年8月9日最高裁判所第二小法廷判決（判例時報865号46頁）は、記名式定期預金が預入行為者名義のものであり、その名義の使用が出捐者の意思に基づく場合であっても、出捐者が預入行為者に対し、自己の預金とするために金員を出捐して預入行為者の名義による記名式定

期預金の預入手続を一任し、預入行為者が出捐者の使者又は代理人として預金契約を締結したものであり、かつ、預金証書及び届出印鑑は出捐者が所持している等の事情があるときは、出捐者をその預金者と認めるのが相当である旨を判示している。

また、家族名義預金の実質所有者の判定に係る実務においても、①資金原資（その預金が誰の資金を原資としているか）、②管理（その口座の通帳及び印鑑を誰が管理していたか）、③運用支配（その預金の入出金、継続等は誰の意思で行われていたか）の3点を実質的に判断して行うこととされている（昭和54年7月30日東京地方裁判所判決（税務訴訟資料106号177頁）、昭和54年10月17日大阪地方裁判所判決（裁判所ホームページ）、平成28年11月8日国税不服審判所裁決（国税不服審判所ホームページ）等）。

エ そこで、本件に現れた事実関係に基づき、本件口座の実質的所有者についてみると、次の事情が認められる。

(ア) 本件口座はその開設時以後、専ら貸付信託に係る取引決済口座としてのみ使用され、当該貸付信託に係る元本を当時未成年であった請求人が出捐することは不可能であること。

(イ) 請求人が道内に不在となっている期間及び請求人が婚姻により改姓していた期間においても本件口座の名義人並びに管理及び運用支配の実態を変更することなく貸付信託が継続して行われていたこと。

(ウ) 本件口座に係る通帳及び印鑑が紛失していたこと並びに請求人の成人後においても2回にわたる貸付信託が本件口座をその取引決済口座として行っていたことから、本件口座の管理及び運用支配をしていたのは■とするのが相当であり、本件口座の管理及び運用支配を■から請求人に変更したと認めるに足りる証拠はないこと。

オ したがって、本件口座は当初開設した際の所有者である■の保有するも

のと認められるべきであり、本件口座の名義が請求人であったとしても、本件口座の預金の所有者は■とするのが相当であるから、この点に係る処分庁の判断は法令の適用を誤った違法なものと言わざるを得ない。

(2) 以上のとおり、本件口座の名義は請求人のものとはなっているが、本件口座の預金の所有者は、請求人ではなく、■であり、本件口座の預金を請求人が利用し得る資産と認めることはできない。

そうすると、保護開始時の請求人の手持金は、処分庁が認定した「■」から本件口座の残高「■」を控除した「■」と算定されるが、これは請求人世帯の保護開始時の最低生活費の5割である「■」を下回っており、開始時の手持金として認定する額に満たないから、これに相当する保護費の返還を求めた原処分は法令の適用を誤った違法な処分であり、その余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。

(3) 処分庁の主張について

処分庁は、本件口座の通帳及び届出印等の紛失により本件口座の管理者は不明であり、本件預貯金が名義人である請求人の保有するものではないと認めるに足りる客観的な事実はないから、保護開始時、請求人が本件口座の取引が可能だったものと判断し、関係法令に従って決定した原処分に違法又は不当な点はないと主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件口座の預金の所有者は、請求人ではなく、■とするのが相当であり、他に本件口座に請求人が入出金を行ったこと、本件口座の管理又は運用支配が■から請求人に変更されたこと等の事情は認められない。

よって、処分庁の主張を採用することはできない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は、法令の適用を誤った違法な処分であり、本件審

査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成31年4月22日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

